平成２３年（フ）第２７号
三重県津市江戸橋２丁目59番地　県営江戸橋団地Ｒ２―305
債務者　牧野　和布
1　決定年月日時　平成23年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで　津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第４０号
三重県鈴鹿市北玉垣町1917番地の６
債務者　福田　光枝
1　決定年月日時　平成23年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで　津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第５２号
三重県津市高洲町23番36号　ノウハオスⅡ207、前住所三重県松阪市大平尾町55番地コーポフレグランスＣ―202
債務者　石田　佳代
1　決定年月日時　平成23年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで　津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第５６号
三重県津市乙部21番６号　小倉グリーンハイツ２－１
債務者　鈴木　教夫
1　決定年月日時　平成23年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで　津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１８１号
神戸市灘区畑原通３－６－８、住民票上の住所神戸市灘区城内通１丁目５番９―206号
債務者　倉田　典子
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３２０号
神戸市東灘区西岡本１丁目15番13―302号、従前の住所神戸市東灘区本庄町２丁目11番19号
債務者　箕浦　克彦
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２１号
兵庫県宝塚市清荒神１丁目２番７―403号
債務者　西村　太志
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第１１５号
愛媛県松山市志津川町88番地１　ラフレシール105号
債務者　新田　雅志
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで　松山地方裁判所

平成２３年（フ）第１３１号
愛媛県松山市山西町734番地
債務者　濵﨑　修一
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで　松山地方裁判所

平成２３年（フ）第１４７号
愛媛県松山市堀江町甲2042番地
債務者　森安　浩次
1　決定年月日時　平成23年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで　松山地方裁判所

平成２３年（フ）第５号
長崎県対馬市厳原町東里４番地市営住宅桟原団地17棟401号、前住所長崎県対馬市厳原町大字日吉238番地ＮＴＴ馬場筋社宅１棟113号
債務者　吉永　史香
1　決定年月日時　平成23年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで　長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２３年（フ）第６号
長崎県対馬市美津島町雞知甲213番地42センチュリーハイツ201号、前住所長崎県対馬市厳原町南室164番地
債務者　村井　　翼
1　決定年月日時　平成23年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで　長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２３年（フ）第７８号
宮崎市大塚町竹原2059番地　大塚レストハイツ205号
債務者　鎌田　泰子
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１０８号
宮崎市大字恒久982番地１　第２谷口コーポ311号
債務者　岩城　　愛
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２９号
宮城県東松島市矢本字河戸396番地５
債務者　大江　雅彦
1　決定年月日時　平成23年４月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで　仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２３年（フ）第６７号
福島県郡山市安積町荒井字鎗ヶ池１番地の56県営住宅17棟002号
債務者　橋本　一也
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで　福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第４７４号
福井市三郎丸町第21号26番地
債務者　豊岡　樹典
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで　福井地方裁判所民事部破産係